

防災対策推進検討会議
津波避難対策検討ワーキンググループ
第8回会合

資料2

防災意識の向上 (補足資料)

教育職員免許法上、教員養成課程に在籍するすべての学生に対して防災教育に関する科目の履修を義務付けているわけではないが、教員養成を担う大学においては、防災を含む学校安全に関する科目、自然災害を含めた学校の危機管理に関する科目等を開設している大学もある。

また、すべての現職教員に10年に一度義務づけられている教員免許状の更新にあたっては、「学校における危機管理上の課題」についての講習を必ず受講することとしている。

免許状更新講習の内容

教職に関する科目	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 □ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) □ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 □ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 □ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

仙台市では、東日本大震災において明らかになった課題を踏まえ、文部科学省の復興教育支援事業を活用し、平成23年度より「新たな防災教育推進事業」をはじめている。

新たな防災教育推進事業

◆目的

児童生徒が命の尊さや多くの人々との絆、自助・共助の大切さについて学び、生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、学校における新たな防災教育を推進する。

◆東日本大震災において明らかになった課題

- ・ 震災が発生した時間帯は学校の管理下にいたため、犠牲者はいなかったが、**登下校時、部活動中、夜間だった場合に児童生徒は自分たちで行動できなかった可能性もある。**
- ・ これまでの防災教育では、避難所運営などの実践的な教育をしていなかったが、避難所になった学校施設では、児童生徒が自発的に避難所運営に関わっていたことから、この経験を踏まえ、今後は**年齢や学年に応じてできることを教育していく**(ボランティア活動)が必要である。

◆事業内容と実施状況

◇新たな防災教育指針の策定

震災を踏まえた新たな防災教育の推進に当たり、モデル校による実践研究等も踏まえながら、今後の学校における総合的な防災教育の指針を策定する。

◇地域との連携も含めた防災教育の実践

新たな防災教育にかかる副読本や指導の手引きを作成し活用を図るほか、地域や関係機関と連携した防災教育を推進する。

本事業では、学校代表、保護者代表、市教育委員会事務局からなる防災教育検討会議を設置し、平成24年度は、市内の5つの中学校区を選定したうえ、**中学校5校、小学校13校をモデル校とした副読本(暫定版)の活用や避難訓練等の実施**を検討している。その成果を踏まえ、平成25年度から27年度にかけて、**全校**において防災教育の実践や地域特性を踏まえた避難訓練等を実施し、防災教育指針を策定することとしている。

静岡大学では、一定レベルの防災知識を備えた学生を養成し、社会に送り出すことを目的として、平成23年から防災マイスター制度を開始している。

静岡大学防災マイスター制度

◆概要

- ・ 一定レベルの防災知識を備えた学生を養成し、社会に送り出すことを目的とした制度。
- ・ 平成23年度は、教育学部の学生を対象に実施。学生3名が「静岡大学防災マイスター」称号を取得。
- ・ 平成24年度は、人文社会科学部・教育学部・理学部・農学部の学生を対象に実施。

◆到達目標

- ・ 静岡県でとりわけ危惧される東海地震をはじめとする自然災害の科学的な知識を有し、それに基づいて、災害時に自己や他者の生命と災害後の生活を守るうえで、有用な最低限の防災知識・スキルを獲得すること。
- ・ 教育学部にあっては、それを学校安全の推進に活用できる能力を獲得すること。

◆称号認定条件

- ・ 必修科目7単位、選択科目5単位以上の合計12単位以上の取得
- ・ 修了レポートの提出と合格

	対応学部等	科目名(単位数)
必修科目	全学共通	地震防災 (2), 地域社会と災害 (2)
	教育学部	学校におけるリスク管理 (2), 防災科学実習 (1)
選択科目	全学共通	地球科学 (2), 進化と地球環境 (2)
	教育学部・人文学部・人文社会科学部	自然災害と現代社会 (2), 自然災害学 (2), 心理学入門 (2), 学校カウンセリング論 (2), 認知心理学(2), 地誌学 (2), 地理学研究法 (2), 視聴覚教育メディア論 (2)
	理学部	地球ダイナミクス概論 I (2), 地球ダイナミクス概論 II (2), 生物環境科学概論 I (2), 生物環境科学概論 II (2), 静岡県の防災・減災と原子力 (2), 放射線計測・管理学概論 (2), 放射線管理実習 (1)
	農学部	溪流環境学 (2), 森林環境水文学 (2), 地質学概論 (2), 山地保全学 (2), リモートセンシング学 (2), 測量学 (2)

仙台市教育委員会は、宮城県教育委員会が各校に防災主任を設置する方針を決めたことを受け、平成24年3月に「仙台市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、学校における防災教育の充実を図っている。

仙台市立学校の管理運営に関する規則

宮城県教育委員会は、各学校に「防災主任」を置く方針を決定し、各市町村教育委員会に対して防災主任の設置を要請するとともに、「新任防災主任研修会」を新設した。

この方針を受け、仙台市教育委員会においても、仙台市立学校全校に「防災主任」を設置することとしている。

仙台市立学校の管理運営に関する規則(平成24年3月一部改正)

第二十九条の二 学校に、防災主任を置くものとする。

2 防災主任は、校長の監督を受け、**防災教育、防災計画の立案及び学校における地域防災について連絡調整に当たる**とともに、必要に応じ**指導及び助言**を行う。

出典: 仙台市立学校の管理運営に関する規則 / 仙台市教育委員会ホームページ (http://www.city.sendai.jp/soumu/bunshyo/reiki/reiki_honbun/a6000935001.html)

◆ 仙台市における防災主任の職務内容

現在、仙台市立学校において「防災主任」は5名いるが、今後は宮城県教育委員会の方針と同様に、**仙台市立学校全校に各1名設置**する予定である。また、具体的な職務内容は検討中であるが、以下のようなことが想定されており、仙台市では、各学校の防災マニュアルにおいて位置づけられる予定である(地震発生時に防災主任だけが対応にあたるということはない)。

- 児童生徒の防災教育や避難訓練の企画・運営(自分で自分の命を守る主体性の育成)
- 教職員向けの校内研修の企画・運営
- 防災面の学校の窓口(保護者、町内会、消防等との連携)
- 災害に備えた緊急物資の確保など学校の防災機能強化と地域防災拠点機能の強化
- 学校が避難所になった場合の運営サポート など

参考: 仙台市教育局学校教育部教育指導課の聞き取りをもとに作成。

「津波防災・減災文化」を醸成するためには、防災を教える人材の育成を進め、学校や地域等の様々な場を通じて津波避難に対する「行動」や「姿勢」を浸透させる必要がある。

取組方針(案)

短期的

中・長期的

評価基準

津波避難行動の体得

指導する人材の育成
津波防災・減災文化の醸成

学校

- 津波避難の動機付けとなる授業の実施(津波の危険性・恐ろしさ)
- 津波避難訓練の実施(保護者も参加)

- 津波避難に繋がる判断能力の養成
- 各教科における津波防災教育の実施
- 防災に関する教育の体系化
- 防災教育に関する研究蓄積

学校と地域の連携

- 教育部局と防災部局の連携強化
- 地域と学校が連携した訓練

- 地域と学校の協働・連携の充実
- 魅力的な防災イベントの充実

地域

- 津波避難訓練の実施
- 講演会・研修の実施
- 各企業・事業所の防災マニュアル策定

- 津波避難に繋がる判断能力の養成
- 地域と企業・事業所等との連携強化
- 地域防災力の強化

行政

- モデル事業等を通じた各学校や地域等での取組促進
- 指導についての参考資料の作成
- 情報共有・意見交換の機会の設定
- 災害教訓の取りまとめ・学校現場等への提供
- 保護者・地域ボランティアの養成・研修の促進

- 指導についての参考資料の充実
- 各学校の創意工夫をこらした取組の促進
- 教育課程の改善を視野に入れた研究の推進
- 指導的役割を担う教職員等の研修体制構築
- 最新の知識・事例に関する参考資料の作成・普及